

第85号議案 長崎市高島ふれあい海岸条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例改正案の概要 . . . . .	1
2 施設の概要 . . . . .	1～5
3 指定管理者制度の導入状況について . . . . .	5～6
4 次期候補者の選定方針について . . . . .	6～7
5 指定までのスケジュール . . . . .	7
6 条例新旧対照表 . . . . .	8～12

水産農林部

令和元年6月



## 1 条例改正案の概要

### (1) 目的

高島ふれあい海岸の管理は、指定管理者制度によって民間の能力やノウハウを活用し、海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供することで、市民サービスの向上等を図っているが、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また本市及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から利用料金制（施設の使用料を直接、指定管理者の収入として収受させることができる制度）を導入するもの。

### (2) 改正の内容

ア 高島ふれあい海岸の利用等の許可を受けた者又は飛島磯釣り公園を利用しようとする者は、高島ふれあい海岸の利用に係る料金（利用料金）を指定管理者に支払わなければならない。（第10条第1項）

イ 利用料金は、条例に掲げる額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。（第10条第2項）

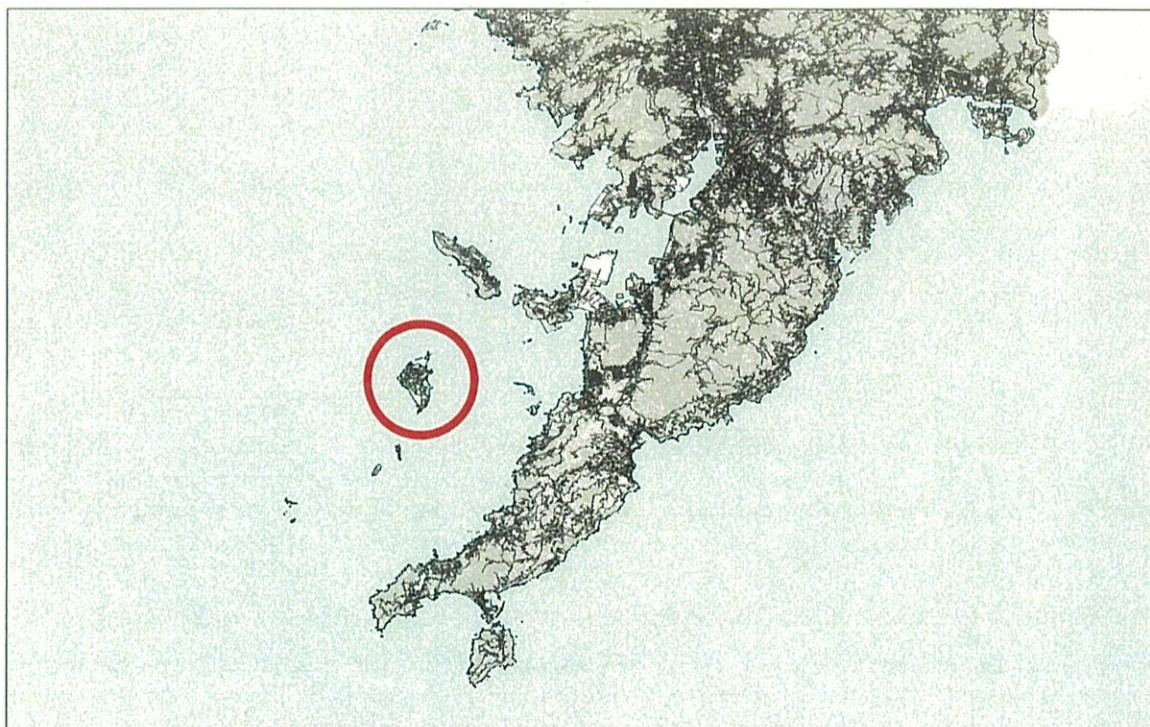
ウ 指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。（第10条第4項）

### (3) 施行期日

令和2年4月1日

## 2 施設の概要

### (1) 位置図

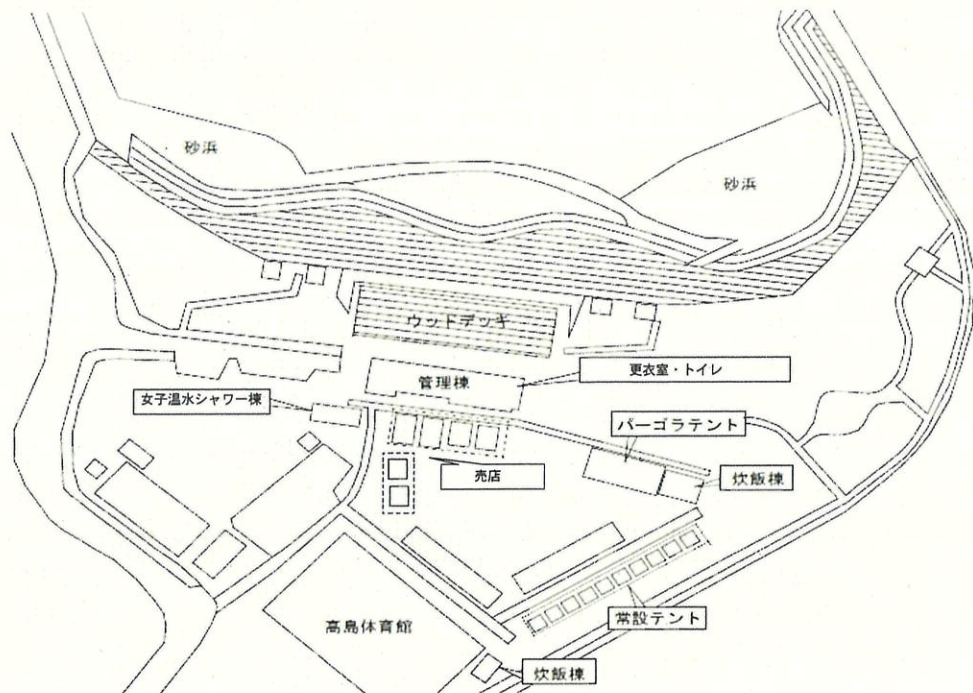


(2) 配置図又は平面図

ア 飛島磯釣り公園



イ 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場



(3) 名称

- ア 飛島磯釣り公園
- イ 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場

(4) 所在地

- ア (飛島磯釣り公園) 長崎市高島町 1726 番地
- イ (高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場) 長崎市高島町 2709 番地 5

(5) 設置年月日

- ア (飛島磯釣り公園) 平成 9 年 7 月 20 日
- イ (高島海水浴場) 平成 9 年 7 月 20 日  
(高島ふれあいキャンプ場) 平成 9 年 4 月 1 日

(6) 設置目的

市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海岸を長崎市高島町に設ける。

(7) 主な施設内容

- ア 飛島磯釣り公園

構造	鉄筋コンクリート造 3 階建 (休憩所)	
延床面積	768 m <sup>2</sup>	
休憩棟	1 階	空間部分
	2 階	トイレ、シャワー室等
	3 階	休憩所、倉庫
その他施設	北側釣り場 L=60m、東側釣り場 L=120m、 南側釣り場 L=192m、事務所棟	

- イ 高島海水浴場

構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
延床面積	235.52 m <sup>2</sup>	
管理棟	1 階	男女温水シャワー室 (男女各 4 基)、水洗トイレ、更衣室、無料水シャワー、多目的トイレ
	2 階	監視員室、テラス
その他施設	女子温水シャワー棟、売店 6 棟	

- 高島ふれあいキャンプ場

施設内容	常設テント 10 基、炊飯棟 2 棟、パーゴラテント
------	----------------------------

(8) 開場時間及び休場日の基準

施設	開場時間		休場日
飛島磯釣り公園	午前7時から午後5時まで		1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで並びに1月、2月及び12月の毎週特定の曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日)
高島海水浴場	午前8時30分から午後5時まで		1月1日から7月20日まで及び9月1日から12月31日まで
高島ふれあいキャンプ場	宿泊する場合	午前10時から翌日午前10時まで	1月1日から7月20日まで、9月1日から10月31日までの間の土曜日、日曜日及び休日以外の日及び11月1日から12月31日まで
	日帰りする場合	午前8時30分から午後5時まで	

(9) 利用料金(基準額)

ア 飛島磯釣り公園

区分		金額(円)
釣り	一般	510
	小学校の児童又は中学校の生徒	250
見学等	一般	100
	小学校の児童又は中学校の生徒	50

イ 高島ふれあいキャンプ場

区分	金額(1日につき)(円)
一般	100
小学校の児童又は中学校の生徒	50

ウ その他共通

行為の種類	単位	金額(円)
業として行う写真又は映画の撮影	1日	102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18

広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

### 3 指定管理者制度の導入状況について

#### (1) 利用者数

(人)

施設	年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
飛島磯釣り公園		7,814	8,071	6,897	7,406	6,992
高島海水浴場		9,174	11,479	14,143	12,613	11,359
高島ふれあい キャンプ場		3,239	3,659	4,654	4,133	3,338

#### (2) 指定管理委託料

(千円)

施設	年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
飛島磯釣り公園		12,456	13,602	13,602	13,602	13,602
高島海水浴場・ 高島ふれあい キャンプ場		6,252	9,317	9,317	9,317	9,317

※修繕に係る委託料を除く

#### (3) 施設使用料収入

(千円)

施設	年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
飛島磯釣り公園		3,665	3,616	3,093	3,544	3,252
高島海水浴場		1,503	543	717	655	684
高島ふれあい キャンプ場		693	728	799	677	688

#### (4) 主なサービス向上策

##### ア 飛島磯釣り公園

(ア) 開場日数の増による施設利用促進、利便性の向上。

(開場基準日数は年末年始6日間休みであるが、実施は1月1日のみ休み)





#### ア 飛島磯釣り公園

当該施設は、現在の指定管理者である西彼南部漁業協同組合が有する共同漁業権内に設置されており、同団体は当該水域に精通していることから、的確な情報発信による集客と緊急時の迅速な対応が期待できるため。

#### イ 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場

現在の指定管理者である高島振興協同組合は、高島町の振興及び発展のため、地域の資源・施設を有効利用し、地域組織との連携を深め、住民福祉の向上を図ることを目的として地域住民で組織・設立された団体で、当該団体に管理を任せることにより、同地区の事業者間の連携などによる同施設の有効活用や集客が期待され、地域経済の活性化や交流人口の拡大に寄与することが期待できるため。

#### (6) 利用料金制導入する

### 5 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和元年6月	6月議会	<b>条例改正</b>
令和元年8月		・ 条例改正議案審査
令和元年9月		・ 特定団体に仕様書等を提示
令和元年10月		・ 特定団体から指定に必要な書類を受領
令和元年11月		・ 特定団体の選定
	11月議会	<b>指定管理者の指定</b>
		・ 指定議案審査
		<b>債務負担行為の設定</b>
		・ 補正予算議案審査

6 条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条から第10条まで（略）</p> <p><u>（使用料）</u></p> <p>第10条 行為の許可若しくは利用の許可（以下「利用等の許可」という。）を受けた者又は飛島磯釣り公園を利用しようとする者は、<u>別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、利用等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）にあつては利用等の許可の際に、飛島磯釣り公園を利用しようとする者にあつては利用の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>附属設備の使用料は、市長が別に定める。</u></p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第11条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>（使用料の返還）</u></p> <p>第12条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第13条から第18条まで（略）</p>	<p>第1条から第10条まで（略）</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p>第10条 行為の許可若しくは利用の許可（以下「利用等の許可」という。）を受けた者又は飛島磯釣り公園を利用しようとする者は、<u>高島ふれあい海岸の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第1に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p>第11条 <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>削除</p> <p>第12条から第17条まで（略）</p>

(目的外の使用料)

第19条 高島ふれあい海岸をその目的外に使用する場合は、別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

第20条 (略)

(準用)

第21条 第11条から第16条までの規定は、高島ふれあい海岸をその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第13条及び第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第22条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

(目的外の使用料)

第18条 高島ふれあい海岸をその目的外に使用する場合は、別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

(目的外の使用料の減免)

第19条 市長は、特別の理由があると認めるときは、目的外の使用料を減免することができる。

(目的外の使用料の返還)

第20条 既納の目的外の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第21条 (略)

(準用)

第22条 第12条から第15条までの規定は、高島ふれあい海岸をその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第12条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第23条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第5条第1項、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条及び第15条の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条及び第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第5条第2項及び前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

**第23条、第24条（略）**

別表第1（第10条関係）

1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

2 前項の場合における第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条、第14条並びに別表第1の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「高島ふれあい海岸の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

**第24条、第25条（略）**

別表第1（第10条関係）

1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額

行為の種類	単位	金額
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円
		102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

行為の種類	単位	金額
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円
		102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

備考

- 1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 高島ふれあいキャンプ場を利用する場合の使用料

区分	金額 (1日につき)
一般	円 100
小学校の児童又は中学校の生徒	50

3 飛島磯釣り公園を利用する場合の使用料

区分		金額
釣り	一般	円 510
	小学校の児童又は中学校の生徒	250
見学等	一般	100
	小学校の児童又は中学校の生徒	50

備考 (略)

別表第2 (第19条関係)

使用区分	使用料 (1平方メートルにつき1月)
売店	円 770
売店以外	194

備考 (略)

2 高島ふれあいキャンプ場を利用する場合の基準額

区分	金額 (1日につき)
一般	円 100
小学校の児童又は中学校の生徒	50

3 飛島磯釣り公園を利用する場合の基準額

区分		金額
釣り	一般	円 510
	小学校の児童又は中学校の生徒	250
見学等	一般	100
	小学校の児童又は中学校の生徒	50

備考 (略)

別表第2 (第18条関係)

使用区分	使用料 (1平方メートルにつき1月)
売店	円 770
売店以外	194

備考 (略)